

介護サービス事業所・施設の指定（更新）申請について

広 島 県

1 事業の開設にあたって

- 介護保険制度における指定事業者は、法令の規定に沿った適正な事業運営が求められるため、事業開始にあたっては、関係法令・通知等の内容を十分に理解していただくことが重要です。十分に基準を理解した上で、全体の事業計画を検討してください。
- なお、人員、設備及び運営に関する基準は、国の省令、通知等で定められており、厚生労働省のホームページ等で閲覧が可能です。

2 指定日等

- 事業所・施設の指定は、月1回、毎月1日付けの指定となります。
- 申請書の提出期限は、指定を受ける月の前々月末が提出期限となります。（但し、2月1日指定分に係る申請書の提出期限は1月5日となります。）
- 申請書に不備等があった場合や提出期限までに補正が完了していないものは、受付できませんので、日程に余裕をもって早めの相談・申請が必要です。

3 申請について

- 指定申請や更新申請に必要な書類はサービスごとに異なります。また、申請・事前相談の窓口は、申請する事業所の所在地によって異なりますので、各担当窓口を確認してください。
受付（相談）時間 → 午前 9:00~12:00 午後 1:00~5:00
- 各担当窓口や申請・届出に必要な書類等は、[広島県のホームページ「介護保険事業所・施設の指定申請等の手続きについて」](#) [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [健康・福祉](#) > [高齢者・障害者福祉等](#) > [介護保険](#) > [介護保険事業所・施設の指定申請等の手続きについて](#)に掲載しております。

4 申請時の留意点

- 人員、設備基準等について
申請書類の提出時点で、指定時には、厚生労働省令で定める人員基準・設備基準等を満たしていることが確実と見込まれる必要があります。
- 開設するサービス、種類、規模によって、都市計画法、建築基準法、消防法などの届出等が必要になる場合があります。事前に関係部署に相談してください。
- 開設にあたり、建物の建築又は改修等の工事を伴う場合は、施設の設計図面等により、事前相談を行い、設備基準に合致しているか確認してから着工してください。
- 申請にあたって、定款の変更や法人登記、従業者との雇用契約書や資格証など多くの書類が必要となります。添付書類一覧や自主点検表に沿って点検・確認の上、申請書を作成してください。

5 指定更新申請について

- 指定の効力には有効期間（6年）が設けられています。有効期間が満了するまでに更新の申請を行う必要があります。
- 更新の申請が必要な事業所・施設については、順次、更新手続きについての案内を行う予定としています。期限が近づいているにもかかわらず、通知が来ない場合は、各担当窓口へ照会してください。
- 更新申請にあたっては、指定申請と同様の申請書類を提出することとなります。また、事業の運営実績（従業者の配置状況や施設の利用状況）等についても基準に合致している必要があります。

6 審査手数料について

- 次の申請については、審査手数料が必要となります。
 - ・ 指定申請・・・新たに介護サービス事業所等の指定を受けようとするとき
 - ・ 変更申請・・・既に行っている介護サービス事業所の事業等の内容を変更(※)しようとするとき
(※介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可申請、指定介護療養型医療施設の定員変更申請の場合となります)
 - ・ 更新申請・・・介護サービス事業所等を開設してから6年間の有効期間を更新しようとするとき
- 審査手数料の金額
 - ・ 審査手数料の金額は、介護保険サービスの種類や審査を受けようとする内容により異なります。
 - ・ それぞれの審査手数料の金額は、次のとおりです。

介護保険サービスの種類	申請の区分と審査手数料額		
	指定(許可)申請	変更申請	更新申請
指定居宅サービス事業所	20,000円		10,000円
指定介護予防サービス事業所	10,000円		10,000円
指定介護老人福祉施設	30,000円		15,000円
指定介護療養型医療施設		15,000円	15,000円
介護老人保健施設	63,000円	33,000円	33,000円
介護医療院	63,000円	33,000円	33,000円

- 審査手数料の納付方法等
 - ・ 指定申請等をされる場合は、広島県規則等に定められた書類を添付する必要があります。
これらの書類が整わない場合は申請書等の受付は行いませんので、必要書類のすべてを整えた上で、事前に書類等に不備がないか、各担当窓口で確認してから、手数料を納付してください。
 - ・ 手数料の納付方法は各担当窓口へお問い合わせください。
 - ・ 広島市、福山市、呉市、三次市が管轄する指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、介護保険施設、介護医療院並びに指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所の指定申請等の手数料に関しては、各市町にお問い合わせください。
- その他の注意事項
この手数料は審査に対する手数料です。申請の内容によっては指定や更新を行わないことがあります。

7 指定後の留意点

次のような場合は速やかに変更届や体制届等の提出が必要となります。

項目	内容	届出期日等	
変更届	管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員等、変更届出事項に変更があった場合	変更後10日以内	
体制に関する届	・介護給付費に係る体制に変更(減算となる場合も含む)があった場合。 ・加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。	加算	居宅系～毎月15日までは翌月、16日以降は翌々月から算定 施設系(ショートステイ・特定含む)～届出日の翌月から算定
		減算(※)	速やかに提出(事実の発生日が適用年月日)
廃止届 辞退届 休止届	廃止・辞退や休止の場合	1月前まで	

※ 加算等が算定されなくなる状況や人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は速やかに届け出る必要があります。

よくある間違い

「指定基準にある用語の定義」

1 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

（例）

- 同一の事業者によって指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば常勤要件を満たす。
- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務に週16時間、通所介護支援事業所の介護職員の業務に週24時間従事している場合は、各々の業務を同時並行的に行うことができないため、双方の事業所において非常勤となり、人員基準上の常勤者にはあたりません。

2 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

○常勤換算→
$$\frac{\text{当該事業所の従業者の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本）}}$$

3 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間または当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

4 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

注 意

次のような場合、法令・基準違反等にあたります。

- 1 従業者等の人員基準を満たしていないにもかかわらず、名義借り等によって厚生労働省令等で定める基準の資格を持った者と雇用契約等を行ったようにし、基準上の員数を満たしたとして申請や事業を行った場合など。（なお、このような場合、名義を貸した者も処分されることがあります。）
（例）
 - 雇用する予定の無い介護支援専門員や看護師等を雇用するようにして申請し、申請後、別の者を雇用するなど、申請とは異なる従業者により指定を受けたり、雇用しないまま事業を行った場合。
 - 常勤・専従で配置すべき管理者が配置されていない場合。
- 2 施設や設備について、申請用途（事務所や事業所）として使用しないものを、使用するとして申請を行った場合など。
（例）
 - 実際は、申請場所が住宅として利用されており、申請用途（事務所や事業所）としての利用が不相当であったり、申請とは別の場所で事業を行っている場合。
- 3 申請者（「法人の役員等や事業所の管理者」を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であったり、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正な行為をした者であるときなど、介護保険法に定める指定申請や更新申請の欠格事由に該当するにもかかわらず該当しないとして誓約し申請した場合。
- 4 このほか、介護保険法77条の規定により指定の取消し等の事由に該当する場合などは、指定が取り消しとなる場合があります。

※（例）については一例として記載しているもので、これら以外でも基準違反と判断する場合があります。

※申請後、やむを得ず申請事項と相違等が生じた場合は、指定前においても速やかに申請窓口にご相談する必要があります。

指定申請 Q & A

- Q1 居宅サービスと介護予防サービスの指定申請を同時に行う場合、申請書類は別々に作成する必要がありますか。
A1 居宅サービスと介護予防サービスでそれぞれ作成する必要があります。
- Q2 申請書を提出する時点では、備品類が全て揃っていないのですが、申請できますか。
A2 原則、申請時には全ての備品類を設置し、その写真等を添付する必要があります。ただし、現地調査までに納品が確実に見込まれるのであれば受付が可能な場合もあります。詳しくは担当窓口で相談してください。
- Q3 従業員は、申請書を提出する時点で全て雇用し業務に従事している必要がありますか。
A3 申請時点では、従事予定の全ての従業員との雇用契約書（従事場所、職務及び雇用期間が明記されたもの）等が必要です。必ずしも雇用開始している必要はありませんが、指定日には全ての従業員が従事していなければなりません。
- Q4 申請書提出後、従事予定の者が不慮の事故等により、勤務することができなくなった場合どうすればよいですか。
A4 速やかに担当窓口にご相談ください。
(意図的に相談等なく指定を受けた場合は、虚偽の申請として取消処分の対象となる場合があります。)
- Q5 申請書が受理された場合は、間違いなく指定となるのですか。
A5 申請書の受理は、書類上の不備など形式的な要件を確認したにすぎません。受理後、正式な審査を行い、内容の確認や補正等をお願いすることがあります。審査の結果、基準を満たしていないことが確認された場合は指定されないことがあります。
- Q6 役員等の名簿には、それぞれ個人の押印が必要ですか。
A6 これまでは、押印を必要としていましたが、申請者が自らの法人の役員等について、個別に欠格要件に該当しないことを確認するものであることから押印を必要としないこととし、所定の様式を改訂しました。

更新申請 Q & A

- Q1 指定の有効期間の満了日（更新期限）はいつになりますか。
A1 指定の有効期間は指定を受けた日から6年間となり、指定応答日（注）の前日に有効期間が満了することになります。
(注) 指定応答日とは
例えば、平成18年4月1日が指定日の場合は、平成24年4月1日が指定応答日にあたります。
また、平成12年4月1日～平成14年3月31日までに指定を受けた場合は、平成20年度に有効期間が満了することとなり、指定日が指定応答日となります。
- (例)
- | 指定年月日 | 有効期間の満了日（更新期限） |
|-----------|----------------|
| 平成12年4月1日 | 平成20年3月31日 |
| 平成13年5月1日 | 平成20年4月30日 |
| 平成14年6月1日 | 平成20年5月31日 |
- ※平成12年3月31日以前が指定日の場合は、平成12年4月1日を指定日とみなします。
- Q2 更新の申請は、有効期間の満了日までに行う必要がありますか。
A2 有効期間の満了日まで指定の更新が行われないと指定の効力が失われます。更新の期限は広島県においても把握しており、更新期限までに手続きが行えるよう事前に更新申請についての案内通知を行う予定ですが、期限の2月前を過ぎても通知が来ない場合は、各担当窓口へ照会してください。
- Q3 更新申請時に、人員基準を満たしていない場合はどうなりますか。
A3 人員基準や設備基準を満たしていない場合は、更新を受けることはできません。また、指導に従わず、基準違反の状態で継続して事業を運営している場合には、処分の対象となることがあります。
- Q4 現在休止中ですが、更新を受けることができますか。
A4 休止中の場合には更新を受けることができません。更新期限までに再開した上で更新の手続きを行うか、若しくは廃止の手続きを行ってください。